

38 三菱商業学校の開業（明治十一年二月）

（欄外注記1）

明治十一年 二月 日受
二月十三日出

知事 書記官（田沼印） 学務課（平井印）

私学開業願

三菱会社社長岩崎弥太郎代理

川田小一郎

七等属庵地保（印）

（欄外注記2）
（割印）

右之者私立商業学校設立仕度旨別紙之通出願候処書面上不都合
之廉も無之被存候間御聞届相成可然乎左之指令按取調相伺候也

按

私学開業聞届候事

年 月 日

長官

（欄外注記3）
私学開業願

- 一 学校位置 第一大区十六小区越前堀式丁目三番地
- 一 校 名 三菱商業学校

一 教 員 一名

右教員履歴

和歌山県士族

森下岩楠

廿六年三ヶ月

- 一 慶応二年ヨリ明治三年迄旧和歌山藩学習館ニ入り教員辻野英藏ニ就テ漢籍ヲ学フ

- 一 明治三年二月ヨリ東京慶応義塾ニ入テ英書ヲ学フ

- 一 同六年一月ヨリ同塾ノ教員ニ充ラル

- 一 同九月ヨリ十年十二月迄同塾ノ校長ヲ勤ム

- 一 学科及授業法

銀行業

船舶業

海上保険業

銀行及尋常商業簿記法

右ハ英文ヲ以テ教授ス

商業諸規則及諸慣習

右ハ邦文ヲ以テ教授ス

和漢洋歴史類

右ハ予科トシテ教授ス

授業法ハ英文漢文共ニ国語ヲ以テ口授シ生徒ヲシテ容易其義理ヲ会得セシムルヲ旨トス

一 教則

教授ノ時間ハ凡一日五時間トス

一 校則

一 此学校ハ当会社社員ノ子弟ヲ薰陶スルヲ以テ主意トス然レモ若シ社外ノ人ニシテ本校ノ教育ヲ受ント欲スル者ハ亦基望ニ応スベシ

一 本校ノ生徒タル者ハ総テ其素行ヲ脩メ時々本社ニ於テ制定スル所ノ法則及校長ノ命令ヲ遵守スベシ若シ之ニ違背スル者ハ直ニ退校ヲ命スベシ

一 入学ヲ欲スル者ハ総テ本校ヘ申出校長ノ許可ヲ受クベシ既ニ許可ヲ得タルキハ直ニ身元引受人ノ証書ヲ出スベシ

但シ其用紙ハ学校ヨリ附与スベシ

一 本校所屬ノ什器ヲ毀損スル者ハ直ニ之ヲ償ハシムベシ

一 入塾ヲ欲スル者ハ之ヲ許スベシ

但相当ノ月俸ヲ納ムベシ

一 受業料ハ例月金壹円ヲ納ムベシ

右之通開業仕度此段奉願候也

第一大区拾五小区南茅場町拾八番地

郵便汽船三菱会社社長岩崎弥太郎代理

明治十一年二月八日

川田小一郎(印)

東京府知事 楠本正隆殿

前書之通出願ニ付奥印仕候也

第一大区十六小区戸長兼学区取締

内藤道一代理

学務担当書記 大橋 毅(印)

(欄外注記1)

「二月十五日付記録科」二月十六日送達

(欄外注記2)

「收受丙二九五号」二月十四日判決済

(欄外注記3)

「二月八日收受」

〔明治十一年私立小学校書類 回議録 第五類 学務課 609 C7 1〕